

令和 6 年 2 月 21 日

第 1 回南知多町議会臨時会会議録

1 議 事 日 程

2月21日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提出案件の概要説明
日程第4 議案第1号 機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第5 議案第2号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第3号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第8号）
日程第7 議案第4号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	森	宏	子	2番	山	本	優	作	
3番	鈴	木	浩	二	4番	片	山	陽	市
5番	小	嶋	完	作	6番	内	田	保	
7番	石	垣	菊	蔵	8番	服	部	光	男
9番	藤	井	満	久	10番	吉	原	一	治
11番	榎	戸	陵	友	12番	石	黒	充	明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平						
総	務	部	長	大	岩	幹	治	総	務	課	長	坂	口	増	和			
企	画	財	政	課	長	滝	本	功	建	設	経	済	部	長	滝	本	恭	史
建	設	課	長	山	本	剛	水	道	課	長	山	下	哲	矢				
厚	生	部	長	相	川	和	英	住	民	福	祉	課	長	田	中	直	之	
教	育	長	高	橋	篤	教	育	部	長	鈴	木	淳	二					

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田中達也	書	記	松本満砂
書	記	山下英将		

[開会 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を2月臨時町議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和6年、新しい年を迎えての初の議会となります。しかし、新しい年を迎えて早々、元旦に発生した能登半島地震、翌2日には羽田空港で日本航空の旅客機と海上保安庁の航空機が滑走路上で衝突炎上する事故が起こり、正月気分を吹き飛ばす、暗いニュースからのスタートとなりました。能登半島地震により被災された皆様に、議会を代表して心よりお見舞い申し上げます。また、能登半島地震、羽田空港での事故で犠牲になられた方々とその御遺族の皆様に心よりお悔やみ申し上げます。

我が国は、幾多の大規模災害を乗り越え、その困難と苦難に立ち向かってきました。議会についても、地震等の非常時に議会が機能するよう、南知多町議会大規模災害対策のマニュアル改定を急ピッチで進めています。職員の皆さんも、住民の皆さんも、災害が起きる前にできることをいま一度見直していただき、有事に際して万全を期していきましょう。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際し、マスクを外し発言をしてください。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番、石黒充明議員、1番、森宏子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 提出案件の概要説明

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様には、公私とも大変御多忙の中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてをはじめ4議案であります。

それでは、提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第1号の機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、柔軟かつ機動的で主体性のある町の組織運営を実現するため、町行政機構を改革し、グループ制を導入することに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第2号の南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が令和6年3月1日に改正され、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料が定められることとなるため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は令和5年度南知多町一般会計補正予算（第8号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,579万8,000円とするものであります。

議案第4号は令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、収益的支出の予定額に91万6,000円を追加し1億3,955万6,000円に、資本的収入の予定額に4万円を追加し5,489万5,000円に、また、資本的支出の予定額に4万円を追加し6,125万9,000円とするものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。

慎重審議の上、円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

**日程第4 議案第1号 機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について**

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、議案第1号 機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第1号 機構改革及びグループ制導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定理由について御説明申し上げます。

データの5ページ、制定理由の説明を御覧ください。

1. 制定の理由です。

柔軟かつ機動的で主体性のある町の組織運営を実現するため、町行政機構を改革し、グループ制を導入することに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、関係条例の一部改正として、(1)南知多町部設置条例の一部改正で、ア、成長戦略室を町長の直近下位の組織とする規定の追加で、第2条関係であります。イ、成長戦略室の事務分掌に関する規定の追加及びウ、環境衛生に関する事務

を建設経済部に移管する改正は、第3条関係であります。

(2)南知多町都市計画審議会条例の一部改正で、南知多町都市計画審議会の庶務担当課に関する規定の改正は、第8条関係であります。

(3)南知多町職員の給与に関する条例の一部改正で、職の整理に伴う等級別基準職務表の改正で、別表第3関係であります。

3. 施行期日は、令和6年4月1日であります。

制定理由の次のページに改正する条例の新旧対照表をつけていますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で制定理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

この機構改革は、住民サービスと、そして職員の働き方改革、労働時間の改革ですね、これが両方が密接に絡まって、全体として住民サービスの向上につながると、こういうことであるだろうと思っております。

私どももこのグループ制については反対するものではありませんが、ちょっと懸念がありますので、1点だけ質問させていただきます。

瑞穂市という、岐阜県にあるんですが、この市は、もともと町村合併したときからグループ制をやっておったんですが、令和4年度から係制に戻したんですね。その理由は何と書いてあるかということ、近年における市役所の役割は多様に変化し、高度専門化していると。これまで組織体制では係制にすることで、各所属の担当業務をより明確にし、問合せ先や相談窓口を分かりやすくしたと、係には係長を置き、これまで以上に業務の専門性を高めた、責任を持った業務遂行をしていくと、こういうふうな立場で、グループ制から係制に変えたという、そういう市町もあるんですよ。

それで南知多町は、じゃあここで実際にこの責任の所在というところが一番課題になると思っています。今まで健康介護課だとか、保険年金室だとか、そういう形で標識がしつ

かりしておりましたけれど、今後、このグループ制にすることによって、係の明確化と、そして業務の明確化は、住民に対してはどのような工夫をしようとしているのか、そこだけ1点、お聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

副町長。

○副町長（高田順平君）

ただいまの内田議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど出ました瑞穂市等は、高度専門化の業務が多くなってきており、本町におきましてもそのようなことですが、こちらのほうを、属人化させることなく、職員の負担をフラット化しようというのが今回のグループ制の基になっております。したがって、これまで事務分掌規則では、各係についていた業務を、各課・室に振り分けているのが今回のグループ制の根本であると考えております。

住民向けの案内につきましては、現在の各フロア、各課・室の前に看板がありますが、こちらのほうは、課ではどのような業務を行っているかということを示させていただき、住民の方に混乱がないように最大の努力をしようと思っております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第1号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第2号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第2号 南知多町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの15ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1. 改正の理由は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が令和6年3月1日に改正され、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料が定められることとなるため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)戸籍謄本等の広域交付に伴う字句の整理で、別表第1関係であります。

(2)戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料に関する規定を追加するもので、別表第1関係であります。

3. 施行期日は、令和6年3月1日であります。

なお、改正条文の新旧対照表が次のページ以降に添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1つは、証明発行できないと、そういうものがあります。例えば、兄弟で除籍した戸

籍については取れません。そして、識別符号についても条件がある。そしてまた、戸籍抄本は取れないと、こういうふうな個別の、やはり住民が惑わないような、そういうふうな周知がこれから必要です。どのような工夫でこれを、ただ変わりましたよだけじゃなくて、具体的に住民が分かるような周知の仕方をどのように考えているか、それをお聞かせください。

○議長（鈴木浩二君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（田中直之君）

今後の周知の仕方なんですけれども、4月1日の町広報のほうに概略を記載いたしました。そのほか、町のホームページのほうに、住民に分かりやすく、詳細な情報を記載して掲載してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第8号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第3号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第3号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの19ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ474万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,579万8,000円とするものでございます。

補正をお願いする内容でございます。

歳出から説明いたします。

22ページ中段を御覧ください。

3. 歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費は470万4,000円の増額補正でございます。

これは、保健センター外壁タイルの一部が落下したため、緊急にほかのタイルについても落下の危険度を調査する必要があることから、当該調査業務に係る費用及び行政機構の見直しにより課・室のレイアウト変更を行うための費用を計上するものでございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、5目漁業集落排水事業費は4万円の増額補正でございます。

これは、漁業集落排水事業会計の企業債償還に要する費用の不足分を計上するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

上段の表を御覧ください。

2. 歳入でございます。

19款1項1目繰越金は474万4,000円の増額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして、増額するものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○6番(内田 保君)

1点だけ、ちょっとよく分からないので教えてください。

一般会計から漁業集落排水事業会計へ繰出金を4万円出しております。これはどうして一般会計から出す必要があるのでしょうか。

○議長(鈴木浩二君)

企画財政課長。

○企画財政課長(滝本 功君)

それでは、ただいまの内田議員の、なぜ一般会計から繰り出すかということでございますけれども、漁業集落排水事業につきましては、令和5年度から、特別会計から企業会計のほうに移っております。それまでも特別会計には町のほうから補助はしておりました。こちらが企業会計になりまして、今回繰出金という形で一般会計から、これまでも特別会計で借り入れておった、その借入れ部分の返済分ですね、それを一般会計から補助しておりまして、それを今回不足をするということで、追加で4万円増額補正をするということになるんですが、一般会計から特別会計へそれを繰り出しておるといふこととなります。以上です。

○議長(鈴木浩二君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第2号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第7、議案第4号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長(滝本恭史君)

議案第4号 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの23ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の第2条は、予算第3条に定めた収益的支出として、第1款漁業集落排水事業費用を91万6,000円増額し、その総額を1億3,955万6,000円とするものがあります。

次に、資本的収入及び支出の第3条は、予算第4条本文「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。」に括弧書きを追加し、「資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額636万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額74万円、引継ぎ金436万6,000円、当年度分損益勘定留保資金125万8,000円で補填するものとする。)」に改めるものであります。

また、収入として、第1款資本的収入に4万円を追加し、その総額を5,489万5,000円に、支出として第1款資本的支出に4万円を追加し、その総額を6,125万9,000円とするものであります。

次に、データの31ページを御覧ください。

補正予算事項別明細書であります。

収益的収入及び支出の支出として、第1款漁業集落排水事業費用、第1項営業費用、第1目総係費は91万6,000円を追加する増額補正であります。

次に、データの32ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入として、第1款資本的収入、第5項第1目他会計出資金は4万円を追加する増額補正であります。

支出は、第1款資本的支出、第2項第1目企業債償還金は4万円追加する増額補正でございます。

以上で令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議ほどよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会の付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和6年第1回南知多町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〔 閉会 10時00分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 石 黒 充 明

署 名 議 員 森 宏 子